

安全計画

共生型放課後等デイサービスくつろぎ

事業所内及び設備

1. 玄関周辺の点検

- ・ 出入り口に（中庭も含む）不具合はないか（ゴミの散乱や開閉状態など）
- ・ 鍵の施錠の不具合はないか

2. 活動場所の点検

- ・ 柱や壁に不具合はないか（特に角張った柱の養生や壁の穴の補修）
- ・ 窓の鍵やガラスのひび割れなどの不具合はないか
- ・ 各部屋のドアの開閉、鍵、ノブに不具合はないか
- ・ 机や椅子に不具合はないか（がたつき・ネジの緩み等）
- ・ 玩具や文房具に不具合はないか（破損・故障等）
- ・ 照明器具に不具合はないか（蛍光灯の飛散防止カバー・照明器具のがたつき）
- ・ 壁の掲示物や飾りが落ちてこないか（ハサミ・画鋏・ホチキスの芯・鉛筆の芯・破損した玩具の欠片）
- ・ 児童の手の届く場所に鋭利となる物が放置されていないか（ハサミ・刃物等）木材の棚や壁・柱等ささくれ等はないか
- ・ 消防設備（消火器等）が安易に触れないように注意しているか

3. 手洗い場所やトイレの点検

- ・ 排水状況は良いか（流れは良いか・汚物等を流していないか）
- ・ 便器などは綺麗に清掃され、破損部分・不具合はないか
- ・ 便座などの電源、電気設備に不具合はないか
- ・ 周辺に危険となる物を放置してはいないか
- ・ 芳香剤や清掃用洗剤・生理用品等児童の手の届かない所においてないか
- ・ 扉は内側から施錠しても外から開錠できるようになっているか
- ・ 手すりなどの補助設備の不具合はないか

4. その他の場所

- ・ 施設周辺に危険な物はないか

送迎業務

1. 車両点検

- ・ ライト・ランプ・ブレーキなどを確認し記録

2. 運転手・添乗職員の健康状態の確認

- ・ 酒気帯び確認（アルコール検知器を使用）

- ・熱・腹痛・気分不快などはないか
- ・疲れを感じていないか
- ・眠気は感じないか（前日よく眠れているか）

3. 当日の児童の確認

- ・HUG『今日の送迎』にて利用児童数の確認。
- ・送迎児童と家族迎え児童の把握。
- ・送迎順の確認

4. 緊急連絡用の携帯電話の準備・充電の確認

5. 乗車時（くつろぎ⇔自宅）

- ・同乗者（運転手）は、児童の顔を目視、体調確認、乗車時間をHUGへ記録
- ・運転手はシートベルトの装着・着席の確認をしてから発車

6. 降車時（スクールバスからの降車、自宅での降車）

- ・迎えに出た職員は、児童の顔を目視し体調確認、スクールバス添乗員さんから、車内での様子などを確認後降車時間を記録
- ・自宅での降車時は、保護者へ本日の状況や体調などを伝え、降車時間を記録。

7. 降車後（全員降車後）

- ・運転手は、見落としがないか車内の先頭から最後尾まで、確認
- ・運転手は、車から離れる前に車内の先頭から最後まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り確認し、確認業務を補助する職員も同様に確認する。
- ・確認後、運転手・添乗員は、HUG『送迎確認チェック欄』にチェック・サイン
- ・管理者がチェック欄確認後サイン
- ・降車の確認を複数職員で行っている。

送迎中に想定される事故

1. 運行前の注意事項

- ・車両運行前点検の実施
- ・運転手・添乗員の健康状態

2. 児童乗降時の注意事項

- ・児童間での座席の取り合い（喧嘩防止）
- ・児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、すべてのドアを開けたままにしない

(転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする)

- ・ 児童が乗車した際、シートベルトを装着する(転倒・転落防止)
- ・ 箱型車両乗降時の段差の踏み外し(踏み外しによるけが防止)特に雨天時は注意
- ・ 移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰かけの深さの確認
- ・ 児童のパニック(突然の走り出し、車両からの飛び出し及び状況拒否に伴う事故防止)
- ・ 児童によるドアの開閉はしない、させない(指爪、巻き込み、先に乗車していき児童の転落防止)
- ・ 車内を児童だけで放置しない(児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識)
- ・ 可能な限り、助手席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)

3. 走行中の注意事項

*運転手の心構え(児童の生命を預かって運転している事への責任自覚)

- ・ 法定速度及び交通法規の厳守(事故をおこせば被害者は児童です)
- ・ 急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止(転倒、転落に繋がります)
- ・ 運転手の携帯電話操作及び通話の禁止(交通違反)
- ・ 運転の妨げを起こす児童への対応(助手席からシフトレバー等を触る、後部座席からいたずらをする児童への対処策の検討)
- ・ 児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う(ドアロック、チャイルドロック、ウィンドロック等)

*添乗者の心構え(児童の発病及び悪戯・喧嘩などへの対応責任)

- ・ 添乗者はトラブル発生時に即対応ができるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座る
- ・ 児童館の喧嘩・他害及び発病(発作)・パニック発生時の対応
- ・ 窓を開閉しての乗り出し及び物を投げる事への対応
- ・ ドアの開閉する(装備車両は必ずチャイルドロックの確認)
- ・ シートベルトを外し立ち上がる及び移動する
- ・ 座席からの転落、転倒、ずれ落ち

4. 移動中の注意事項

- ・ 走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態(記録)する。(救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い事業所は即座に必要な応じた対応を行う)
- ・ 万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事(救急通報・警察通報・事業所報告)(事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関へ報告を行う)
- ・ 児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静にできるような策を講じる
- ・ 事項に伴う対応、対処が完了したい、行政へ報告を行う事(速やかに事故報告書を提出する)

◎事故発生時の対応

- ①可能であれば安全な場所へ車を移動
- ②添乗員は児童の状態を把握
- ③運転手は相手方の状態を把握
- ④119 番及び 110 番通報
- ⑤救命措置が必要な場合は即座に行う
- ⑥事業所へ状況報告
- ⑦事業所は必要な措置を講じる
- ⑧家庭及び関係機関への連絡

*人での必要な場合は歩行者へ依頼するなどの措置を講じる

◎児童急変時（変調時）の対応

- ①安全な場所に車両を停車させる
- ②児童の状態を把握
- ③必要に応じて救急搬送
- ④事業所へ報告
- ⑤事業所は必要な措置を講じる
- ⑥家庭及び関係機関へ報告

*直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に送れる場合は、必要な措置を講じる

事業所内で想定される事故

◎児童の行動は予測できない。障害の特性を理解し常に児童の動きに注視しましょう。

1. 送迎車を降車する際

- ・ドアを開ける際の指爪・巻き込み
- ・転倒・転落（ドアの開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒）
- ・飛び出し（逃走）
- ・乗車拒否（フラッシュバック・パニック等による）

2. 事業所に入る際

- ・躓きによる転倒（段差の躓き・玄関マットで滑る等）
- ・複数人がは一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・玄関扉での指爪・扉に挟まる

3. 活動時間（自由遊び・創作活動等）

*登苑時、スクールバスからの降車時の本人の状態をよく観察しておく事

- ・走っていて、他児童・柱等と接触・衝突、机や椅子・遊具などで躓き転倒
- ・玩具の散乱に、踏むつけ・破損によるケガ
- ・玩具等の取り合いによる喧嘩・他害・自傷
- ・物を（玩具・ボール等）他児童に向け投げる
- ・物を投げた為、ガラス・照明器具・掲示物の落下・破損
- ・遊具・棚などから飛び降り・転落
- ・棚などによじ登り棚が倒れる（転落を防止する）
- ・窓から外へ物投げる
- ・衣服が合っていない事での転倒（裾の長いズボン等）
- ・ハサミ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ
- ・のりを舐める・誤飲（リップのり等）
- ・小さな玩具や文房具等の誤飲
- ・コンセント差込口への異物侵入（感電の危険性）
- ・後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒・発作時の転倒等によるケガ

4. 学習・個別課題時間

- ・椅子の転倒によるケガ
- ・文房具を投げる（他児童や壁にむけて）
- ・鉛筆で他児童・自分を指す（他害・自傷）
- ・「学校で嫌な事があった」「宿題の量」ナドノ理由でパニックになり他害・自傷・奇声

5. おやつ・調理・食事提供

- ・おやつの配分（他児童のお菓子をとり）による喧嘩・他害
- ・アレルギーによる症状（個別に保護者から聞き取り。お菓子の材料に注意）
- ・てんかん発作に伴う誤嚥
- ・大きさ・硬さによる誤嚥
- ・お菓子の包装紙等の誤飲
- ・食器類の破損によるケガ
- ・包丁や刃物を使用とする際のケガ
- ・調理器具による火傷（ホットプレートなど）
- ・異物の飲み込み

5 その他

- ・パニック、精神的な苛立ちによる自傷・他害・奇声
- ・てんかん発作による転倒など（床へ後頭部を強打・座位時に机等に顔面打撲）

◎事故発生時の対応

- ①可能であれば安全な場所へ車を移動
- ②添乗員は児童の状態を把握
- ③運転手は相手方の状態を把握
- ④119 番及び 110 番通報
- ⑤救命措置が必要な場合は即座に行く
- ⑥事業所へ状況報告
- ⑦事業所は必要な措置を講じる
- ⑧家庭及び関係機関への連絡

* 人手が必要な場合は歩行者へ依頼するなどの措置を講じる

◎児童急変時（変調時）の対応

- ①安全な場所に車両を停車させる
- ②児童の状態を把握
- ③必要に応じて救急搬送
- ④事業所へ報告
- ⑤事業所は必要な措置を講じる
- ⑥家庭及び関係機関へ報告

* 直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に送れる場合は、必要な措置を講じる

外出中に想定される事故

◎外出時は想定外の事故が発生しやすい事を踏まえて、綿密な打ち合わせを行きましょう。

1. 人数の配置

- ・ 近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常よりも多めに配置（思わぬハプニングや事故などの対応を速やかに行う為にも、職員配置は多めに）
- ・ 緊急時対応の連絡先一覧、携帯を持参。（急変による対応方法や指定搬送病院、保護の緊急連絡先一覧）

2. 現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行いましょう）

- ・ 多目的トイレはあるか、休憩場所の確保は出来るか
- ・ 移動（交通）手段は何を使うか、現地の状況などはどうのようになっているか下見や行方不明になった時に危険な箇所はないか 例：道路・川・池など）
- ・ 班別など別れて行動する場合の集合場所の確認（緊急時等含む）
- ・ 現地状況により必要な備品の用意
- ・ 事故による怪我などに対応できる病院があるか

3. 移動中（移動手段により検討）

*特に体調急変・パニック・フラッシュバックに伴う事故に注意

○徒歩での移動

- ・走行車両や他の歩行車・自転車等との接触がなように職員の配置を行う（職員が車道を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置）
- ・信号（交差点）・踏切での事故
- ・第3者への他害や車両の破損・突然の走り出し（可能性のある児童には、予め職員を配置）
- ・段差での躓き、転倒

○送迎車両での移動

- ・運転手の不注意による事故（走行ルートの打合せは綿密に）
（送迎中に想定される事故の参照）

4. 現地で起こりうる事故

- ・行方不明（行方不明になった時の対策・手順を検討しておく）
- ・発病、発作時の対応方法（安静を保てる場所の確保）
- ・店舗などでの物損破損・破壊
- ・遊具からの転落（公園など）

*外出中は必ず思わぬハプニングが起こります。慌てず冷静に対応できるように、事前に参加者がミーティングをおこない、周知する

保護者との連絡体制マニュアル

1. 利用日、出欠確認などについて

・利用日の設定

- ①月の前月中旬から下旬ころに利用日の確認をご家族に行う。
- ②定後、HUGに入力し、出席表にて確認。
(期休みの時は、送迎方法の再確認を行う)
- ③利用の有無の確認。

・休みの確認

連絡帳・電話・LINEを使用

(15 時頃までに。長期の休みの時は 8 時 30 分までに休みの連絡をしてもらう)

・欠席の連絡がない時に通所していない時

- ① 緊急連絡先 1 の保護者へ連絡
- ② 放課後利用時に、休みの連絡がなく休みなお且つ、家族と連絡がつかない時は、学校へ連絡し確認。
- ③ 管理者に、利用児童名・保護者名報告。対応方法や経過を報告。
- ④ その他、家庭の状況に応じて、連絡先・優先順位を柔軟に対応相談をしておく。

・利用中の事故、体調不良時の連絡

緊急時対応マニュアル参照

・自然災害時等

災害時緊急時対応マニュアル参照